

豊中市立中学校少人数学級事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中学校進学時の環境の変化による不登校等、豊中市立中学校の一年生に係る教育課題の解消に向けて、少人数学級を基本とした教員体制を整え、各中学校の課題に応じた指導体制の充実を図るために豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する「豊中市立中学校少人数学級事業（以下「少人数学級事業」という。）」及び少人数学級事業の実施に伴う学級増によって生じる授業等の補充のための豊中市立学校非常勤講師（以下「非常勤講師」という。）の配置等について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 少人数学級事業を実施し、及び非常勤講師の配置をしようとする中学校の校長は、原則として当該事業を実施しようとする日の14日前までに「豊中市立学校非常勤講師配置願」（別紙様式1）に「中学校少人数事業実施計画書」（別紙様式2）を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による配置願等の提出を受けたときは、次の表の左欄に掲げる教育課題別対応の区分に応じ、同表の中欄に定める課の管理職（同欄の括弧書内の事務の所掌を担当する管理職とする。）によるヒアリング及び審査を経て少人数事業の実施及び非常勤講師の配置の要否を決定しなければならない。この場合において、非常勤講師の配置を決定したときの「中学校少人数学級事業実施承認通知書」（別紙様式9）による校長への通知事務及び当該非常勤講師の採用内申事務の担当課は、同表の右欄に定めるとおりとする。

教育課題別対応区分	ヒアリング・審査・決定通知担当課	採用内申担当課
【不登校生徒対応】	児童生徒課（生徒指導係）	教職員課
【少人数指導】	学校教育課（教育課程係）	教職員課
【生徒指導体制の充実】	児童生徒課（生徒指導係）	教職員課
【小学校・中学校連携】	学校教育課（教育課程係）	学校教育課・教職員課
【小規模校少人数学級】	教職員課（教職員係）	教職員課
【課題解消のための少人数学級】	教職員課・学校教育課 児童生徒課	原則 教職員課
【学力向上の推進】	学校教育課（教育課程係）	教職員課

3 前項の表の左欄に掲げる教育課題別対応区分の内容は、次のとおりとする。

(1) 【不登校生徒対応】

次に掲げる事項の実施により中学一年生に係る不登校の未然防止及び不登校生徒の学校復帰を推進する場合

- ① 不登校対応のコーディネート
- ② 出欠管理等による不登校の未然防止・早期対応
- ③ 校内適応指導教室の運営に参画
- ④ 家庭訪問、個別対応等の実施
- ⑤ 小学校・関係機関との連携
- ⑥ 不登校担当者会への参加・参画
- ⑦ 当該中学校区内の小学校への派遣

(2) 【少人数指導】

中学一年生について、学校が必要とする教科に限り学級を少人数学級に分割することによる少人数指導を行うことを原則として、次の事項に十分留意をしたうえで、指導過程に応じた効果的な指導方法により基礎・基本の確実な定着を図ろうとする場合

- ① 事業を実施する課題が明白で、効果が期待できること。
- ② 指導方法の工夫改善定数による配置と明確に区分すること。

(3) 【生徒指導体制の充実】

次に掲げる事項の実施により中学一年生から起こりうる生徒指導上の諸問題の未然防止と早期解決を推進する場合

- ① 生徒指導体制の充実
- ② 生徒一人ひとりを把握した、きめ細やかな生徒指導
- ③ 生徒指導を中心とした教育力向上のための、生徒指導主事及びスクールカウンセラー等との連携による、研修及び研究会等の企画・調整
- ④ 諸々の生徒指導上の問題解決に向けた、日常的な家庭・地域・関係機関等との連携
- ⑤ 当該中学校区内の小学校への派遣

(4) 【小学校・中学校連携】

中学校教員に小学校教員を兼任させること等により次に掲げる事項を実施し、中学一年生に係る中学校区の課題に応じた対応を行うことにより小学校と中学校の連携を推進する場合

- ① 中学校区における小中学校間の教員の共同の関係を構築する場合
- ② 中学校区小学校の組織的取組み推進のための支援を行う場合

- ③ 中学校教員の専門性を生かして小学校で授業を行う場合
- ④ 中学校教員を当該中学校区内の小学校へ派遣し授業を行う場合

(5) 【小規模校少人数学級】

小規模中学校（通常学級が 10 学級未満の中学校をいう。）において、第 1 学年の学級編制を弾力的に運用すること等により少人数学級編制を実施し次に掲げる事項を実施する場合

- ① 小規模校における諸課題への対応と、その教育効果を検証

(6) 【課題解消のための少人数学級】

中学校における様々な課題の解消及び未然防止のため、第 1 学年の学級編制を弾力的に運用することにより少人数学級編制を実施し次に掲げる事項を実施する場合

- ① 中学一年生において少人数学級編制を実施することによる諸課題への対応と、その教育効果の検証

(7) 【学力向上の推進】

次に掲げる事項を実施することにより、中学一年生に係る、学力の向上を推進する場合

- ① 学力向上に組織的・継続的に取り組むための組織を設置する。
- ② 学校の課題に応じた学力向上策を策定する。
- ③ 学力向上に係る効果検証を行う。
- ④ 当該中学校区内の小学校への派遣

4 教育委員会は、前項の規定により少人数学級事業の実施及び非常勤講師の配置を決定したときは、各教育課題にそれぞれ対応した必要と認める時限数について非常勤講師を配置するものとする。

（非常勤講師の授業時間）

第 3 条 前条第 2 項の規定により配置された非常勤講師は次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 本務者の授業時間の補填
- (2) 学級増に伴う授業時数の増加による負担を軽減する役割（必要な場合は別室登校の生徒に係る教科指導等及び T. T. による授業も実施）

2 非常勤講師 1 人についての週当たりの授業時間は原則として 16 時間を限度とする。ただし、特に教育委員会が認めた場合において、20 時間を超えない範囲内において勤務することができる。

3 第1項第2号に掲げる役割を担う者については、前項の規定による限度時間数の範囲内で、学級増による授業時数の増加に伴う授業時間のうち、週当たり12時間以上の授業を担うものとする。

(事業に要する経費)

第4条 少人数学級事業に要する経費の額は、教育委員会が予算の範囲内で定める。

(細目)

第5条 前各条に定めるもののほか、少人数学級事業について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から実施する。